

# 社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会虐待防止・身体拘束適正化要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の各事業所における利用者の人権の擁護、虐待防止、身体拘束適正化等の観点から、虐待の発生・再発の防止、身体拘束の適正化のため及びその適切な対応（以下「虐待防止等」という。）の推進に努めるために必要な事項を定めるものとする。

(虐待防止等責任者)

第2条 虐待防止等の責任主体を明確にするため、虐待防止等責任者（以下「責任者」という。）を置き、福祉事業グループ長をもって充てる。

2 責任者は、虐待防止等の仕組みなどについて周知するとともに、虐待防止等が継続的に推進されるよう努めるものとする。

(虐待防止等担当者)

第3条 福祉事業グループの各事業所に虐待防止等担当者（以下「担当者」という。）を選任する。担当者は所長をもって充てる。

2 担当者の職務は、次に定めるとおりとする。

- (1) 虐待が発生した場合の対応
- (2) 虐待防止の方策の検討
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (4) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための研修・啓発に関すること
- (5) その他虐待防止・身体拘束等の適正化に係る重要事項

(虐待防止等委員会)

第4条 担当者の職務を調査及び審議し、その実効を高めるため、虐待防止等委員会を設置する。

2 虐待防止等委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 虐待防止等責任者
- (2) 虐待防止等担当者
- (3) その他会長が必要と認める者

3 委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長を選任する。

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会は、必要の都度委員長が招集し、議長となる。

7 委員会は、委員総数の3分の2以上の委員の出席がなければ開くことができない

い。

8 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 委員会の庶務は、福祉事業グループが行う。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。